

【例：発症から2日目に陽性が判明した方の療養期間・就業制限期間】

(3) 発症から7日経過時点で入院している場合（高齢者施設への入所を含む）



- 上記の場合、発症から10日間経過し、かつ、症状経過から72時間経過する「11日目」までが療養期間となります。
- 就業制限期間は陽性判明日（2日目）から、療養期間を満たす「11日目」までの10日間です。